

議案第70号

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年 6月 5日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。